

埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県及び福岡県について緊急事態措置を実施すべき期間が延長されたことに伴い、職場への出勤回避等に関する取組について更なる徹底をお願いするものです。

事務連絡
令和3年2月3日

新型コロナウイルス感染症対策本部幹事会構成員 各位

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長

テレワーク等の徹底について

平素より大変お世話になっております。

テレワークについては、1月13日に各府省庁に対し、出勤者数の7割削減を目指すテレワークの推進を依頼し、所管団体及び独立行政法人等にテレワークの実施を呼びかけていただいたところです。

昨日、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県及び福岡県について緊急事態措置を実施すべき期間が3月7日までに変更されるとともに、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和2年3月28日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）が変更されました。今回の基本的対処方針の変更においては、従来の取組を継続、徹底することとされましたが、テレワーク等については出勤者数の7割削減を目指し、接触機会の低減するため、「強力に推進」から「更に徹底」するよう変更されました。

これまでの間の状況をみると、人と人との接触機会の削減は必ずしも十分ではなく、例えば、1月末の駅の人流データによれば、昨年の感染拡大以前と比較し、昨年春の約7割減少に対し、依然、首都圏で約4割の減少、関西圏で3割の減少にとどまっており一層の取組が求められています。

各府省庁におかれましては、これらの趣旨を十分ご留意の上、所管団体やその構成企業等及び独立行政法人等に対する改めての周知・呼びかけをお願いします。また、特定都道府県に所在する団体や企業については、テレワーク等の実施状況を把握し、状況に応じて更なる取組の徹底を依頼する等の積極的な取組をお願いします。

上記周知や働きかけを行うに当たっては、可能な限り広範囲に、かつ、効率的に行うため、各府省庁の出先機関を活用することもご検討願います。

また、テレワークの実施状況等に関する国や地方公共団体等による調査等が行われた場合には、所管団体やその構成企業等及び独立行政法人等においては、当該調査等に極力協力していただくよう、あわせて依頼願います。

【本件問合せ先】
内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室